

ふじみ野市立スポーツセンター総合体育館広告掲載取扱基準

平成30年3月31日決裁

令和4年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、ふじみ野市有料広告取扱要綱（平成22年ふじみ野市告示第67号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、ふじみ野市立スポーツセンター総合体育館（以下「総合体育館」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 総合体育館に掲載する広告は、要綱第3条及びふじみ野市有料広告の掲載基準及び広告主の責務に関する要領（以下「要領」という。）の規定に適合したものでなければならない。

第3条 広告の掲載の規格、位置、掲載料等は、別表のとおりとする。

2 次に掲げるものは、掲載することができない。

- (1) 媒体への塗装を行うもの。
- (2) 広告の表面に著しい凹凸があるもの。
- (3) 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用しているもの。
- (4) 広告に著しい厚みがあるもの。
- (5) 落下その他利用者に危険を及ぼすおそれのある材料等を使用しているもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障が生じるおそれがあるもの。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告の掲載希望者の募集は、要綱第6条に基づくものとする。

(掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、市長が定める期間内にふじみ野市立スポーツセンター総合体育館広告掲載申込書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申込者は、24か月を限度として、複数月にわたる広告掲載を一括して申し込むことができる。

(掲載の決定)

第6条 市長は、前条の申込みを受けたときは、必要に応じて要綱第8条に規定する有料広告審査会の意見を聴くとともに、内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、ふじみ野市立スポーツセンター総合体育館広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により、当該申込者に通知するものとする。

2 市税の滞納が確認された場合は、承認しない。ただし、申込者が滞納分を完納した場合は、この限りでない。

(掲載料の納付及び経費の負担)

第7条 前条第1項の決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、市

長が指定する期日までに決定通知書に記載された広告掲載料を一括して納付しなければならない。ただし、複数年にわたる場合は、会計年度ごとに一括して納付するものとする。

2 広告の作成経費その他設置に係る一切の経費は、広告主の負担とする。

(広告内容等の変更)

第8条 広告主は、掲載期間内に広告内容等を変更する場合は、ふじみ野市立スポーツセンター総合体育館広告掲載変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、内容を審査の上、広告内容等の変更の可否を決定し、ふじみ野市立スポーツセンター総合体育館広告掲載変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、広告主又は広告内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すものとする。

(1) 市長が指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しないとき

(2) 前号に掲げるもののほか、広告として不適切と市長が判断したとき

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合は、ふじみ野市立スポーツセンター総合体育館広告掲載決定取消通知書(様式第5号)を当該広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、要綱第13条に掲げるもののほか、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 広告の掲載により、第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(2) 広告掲載の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(広告の撤去等)

第11条 広告主は、広告掲載期間が満了したとき、又は広告掲載の決定が取り消された場合は、広告主の責任及び費用により広告を撤去しなければならない。

2 広告主が広告を撤去しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、広告主の負担とする。

(免責事項)

第12条 市長は、広告の汚損、毀損、滅失等について、その責めを負わない。

(協議)

第13条 市と広告主との間で疑義が生じた場合は、両者の協議により決定する。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

媒体	位置	規格・色彩	掲載単位	掲載料
ふじみ野市立 スポーツセンター 総合体育館 アリーナ	壁面 7区画	縦1,800mm 横1,800mm 単色又はカラー色	1か月	5,000円／ 1区画